

一般就労する知的障害者の経済的自立と地域生活

—自立支援モデルによる通勤寮機能の評価—

○ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 大村 美保（会員番号 6979）

キーワード：自立支援モデル 知的障害者 知的障害者通勤寮

1. 研究目的

近年、障害者福祉施策においては雇用をより強化する取り組みが進められている。これまで障害者の一般就労については主に職業リハビリテーションの分野で研究が行われてきたが、筆者は社会福祉の理念の一つである「自立」に明確に位置づけた議論が必要と考える。こうした問題を考えるうえでの対象として本研究では一般就労において他の障害に比べより不利な立場にある知的障害者に限定して議論する。また、社会福祉学で一定の理解が得られている「自立」概念は多義的であるのだが、この研究では2つの自立支援機能、すなわち「経済的自立」と「地域生活」に向けた自立支援に着目した。そして、一般就労する知的障害者を対象とした通過型の入所施設である知的障害者通勤寮（以下、通勤寮）で行われてきた支援を「経済的自立」の支援と「地域生活」の支援という二つの自立支援機能の面から分析することによって、通勤寮が行ってきた一般就労する知的障害者に対する自立支援の構造を明らかにするとともに、その評価を行って課題を明確にする。既に過去の制度となった通勤寮制度を機能面から浮き彫りにすることで今後の制度改正の議論に貢献しようものとする。

2. 研究の視点および方法

社会福祉学及び障害者福祉領域でこれまで議論されてきた自立概念を踏まえ、就労を社会福祉の問題として考えるためのアプローチとして、筆者は「経済的自立」と「地域生活」の2つの自立支援に着目した。まず「経済的自立」であるが、就労することによってその効果を狙い、達成を可能とする自立の一つが「経済的自立」であり、障害者のみならず、若者や生活保護受給者などの自立支援においても就労支援として支援対象者の経済的な自立を促すための支援が行われている。もう一つの自立は「地域生活」である。障害者に限らず人間は特定の生活様式を強制されるべきではない。入所施設に代表されるような隔離された場所で一生を過ごすという選択肢しかないのではなく、できるだけノーマルな生活が確保されるべきであるが、「家族の状況や支援不足から希望していない生活環境にある」（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）ような障害者は決して少なくない。障害者の就労を社会福祉の問題として考えるときに、就労を通じた経済的自立によって「地域生活」自立を可能とするのか、その支援上の課題は何かという視点が重要となってくる。

この研究ではこうした視点をもって通勤寮の自立支援モデルの概念枠組みを示した上で、

3 本の調査研究を通じて通勤寮の自立支援モデルの実証的な検討を行い、通勤寮の自立支援機能の評価を行うとともに今後の政策課題に言及した。

3. 倫理的配慮

調査研究においては東洋大学倫理審査委員会に諮り承認を受けた。個人の収入・支出に関するデータを扱うことから個人が特定できないよう結果の公表に関して配慮した。

4. 研究結果

概念枠組みとして示した通勤寮の自立支援モデルに沿って、主に統計的手法により実証的な検討を行った結果、通勤寮における「経済的自立」と「地域生活」の自立支援機能の構造は、「経済的自立」をまず支援する第一段階が行われ、それが一定の枠で安定したならば「地域生活」の支援である第二段階を行うという2段階のプロセスによる支援であること、経済的自立の水準としては最低生活水準より若干高めであることが明らかになった。

段階別に支援機能を見ると、まず、「経済的自立」では2つの課題があり、「勤労収入」に関してはア. 安定した就労、イ. 知的障害者に特有の加齢に伴うリスク、ウ. 著しく低い勤労収入という3つの事項への対応が重要となる。「障害年金」に関しては、障害年金の申請支援や未成年で入所した場合の配慮、制度間で異なる障害の認定手続きが課題であった。次に、「地域生活」支援では、「物品購入・金銭管理」「人間関係の調整」「職業生活」をはじめ「健康管理」「生活面（身辺処理等）」「余暇活動」など多岐に渡る支援ニーズがあり、このニーズは個人によって異なることが明らかにされた。地域生活を可能とするためには移行先としての住宅の確保、生活を支える支援体制の整備が求められ、現状で通勤寮をもつ法人はこうした住宅資源をはじめとした支援体制を作りつづけなければならないことが示された。また、児童養護施設出身者を含む身寄りのない者や触法障害者・盗癖のある者、生活面に課題がある者が、特に地域生活が難しい人たちとして存在しており、「経済的自立」「地域生活」双方の条件が整ったとしても通勤寮に留まりやすいことがわかった。

5. 考察

通勤寮では「経済的自立」支援のあとに「地域生活」の支援を行う2段階の支援を行ってきたが、2つの自立支援の順序を入れ替えるという可能性が考えられる。身体障害者では歴史的に生活保護を受けての自立生活（定藤 2006：136）、すなわち第二段階の地域生活がまず行われてきた。通勤寮関係者からは生活保護をとってまで地域に出ることは親が望んでいないということ聞き取っているが、特に通勤寮に滞留しているような第一段階をクリアできない人たちの場合には、通過施設に滞留させずに、地域生活への移行を考慮することができる。この場合、生活保護制度だけでなく、住宅費相当分の社会手当や住宅の現物支給等の選択肢が用意されることが重要となる。